

答弁書第一号

内閣参質一八八第一号

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出国連における北朝鮮人権非難決議の採択に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出国連における北朝鮮人権非難決議の採択に関する質問に対する答弁書

一について

国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議により、国際刑事裁判所への付託が行われた事例として、ダルフルにおける事態を付託した安保理決議第千五百九十三号及びリビアにおける事態を付託した安保理決議第千九百七十号が存在する。

二から四までについて

政府としては、引き続き、拉致問題の解決に向けて、国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化するとともに、御指摘の平成二十六年十二月十八日（現地時間）に国際連合総会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議のフォローアップに関し、関係国と効果的な方法を協議していく考えである。

